



2018年12月14日

各位

会社名 株式会社 enish
 住所 東京都港区六本木六丁目10番1号
 代表者名 代表取締役社長 安徳孝平
 (コード番号: 3667)
 問い合わせ先 取締役執行役員管理本部長 高木和成
 TEL. 03 (6447) 4020

**第三者割当てによる行使価額修正条項付第12回新株予約権の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2018年12月14日開催の当社取締役会において、以下のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といいます。）を割当予定先として、第三者割当の方法により行使価額修正条項付第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2019年1月7日
(2) 新 株 予 約 権 数	18,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり580円 (本新株予約権の払込総額10,440,000円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数: 1,800,000株(本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額(下記(6)をご参照下さい。)においても、潜在株式数は1,800,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	974,240,000円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 541円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は325円(別紙発行要項第11項による調整を受け、以下「下限行使価額」といいます。) 行使価額は、2019年1月8日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割 当 予 定 先	パークレイズ・バンク
(9) そ の 他	当社は、パークレイズ・バンクとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。 本第三者割当契約においては、以下の内容が定められます。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の選択

	<p>理由」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使コミット ・ 当社による本新株予約権の行使停止 ・ 当社による対象有価証券の処分等の禁止 (ロックアップ) <p>なお、本第三者割当契約において、バークレイズ・バンクは、バークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。) 以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p>
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社の事業領域である、モバイルゲーム業界を取り巻く環境は、世界市場についてはアジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については、一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大していく見通しであります (注1)。また、市場ニーズに即したモバイルゲームのリリースやスマートフォン等のデバイスの技術革新によって、モバイルゲーム市場を取り巻く環境は変化することが見込まれます。

こうした市場拡大と市場環境の変化を見越して、当社は既存のブラウザゲーム (注2) により得られる安定した収益及びブラウザゲームで培った技術力を活かしつつ、ネイティブアプリケーションゲーム (注3) を継続的かつ安定的に提供していくことを目指しております。

2017年12月期においては、ブラウザゲームに関しては、ゲーム内において入手できるアイテムやイベント施策の強化及び運営品質の改善、プラットフォームの追加等を行い、引き続き当社の売上収益に貢献しております。新規ネイティブアプリケーションゲームにつきましては、2017年10月にIP (注4) タイトル、「樺坂46」初となる公式ゲームアプリ「樺のキセキ」をリリースいたしました。「樺のキセキ」は、グループが歩んだ成長の軌跡と、メンバーが努力し続けることで起こした奇跡をたどるドキュメンタリーパズルゲームであり、本日現在までで累計350万超ダウンロードされております。しかしながら、ゲーム事業の強化を目的とした選択と集中を進めるために、既存タイトルの譲渡を行ったこと等により、2017年12月期の売上高は4,382百万円と前年同期に比べ11.8%減少しました。

2018年12月期第3四半期累計期間においては、「樺のキセキ」のコラボ企画等の実施による売上収益への貢献により、売上高は4,231百万円と前年同期に比べ51.5%増加しております。しかしながら、2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきた、他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトル及び新イベントの導入やコラボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの2本の新規タイトルの開発費用を2018年12月期第3四半期累計期間において計上した影響により、営業損失は452百万円 (前年同期営業損失732百万円)、経常損失は448百万円 (前年同期経常損失727百万円) 及び四半期純損失は457百万円 (前年同期四半期純損失796百万円) となりました。

このような状況から収益を増加させるため、既存タイトルの強化のみでなく継続的な新規ネイティブアプリケーションゲームタイトルのリリースにより収益基盤を拡大することが重要と引き続き考えており、ゲームデザイン (注5)、ゲームシステム (注6) 及びアートワーク (注7) の全てにおいてユーザーから支持されるコンテンツを適切なタイミングでリリースできるよう企画・開発に取り組んでおります。具体的には、前述の通り、2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきた、他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトル及び新イベントの導入やコラ

ボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの2本については、2019年12月期中のリリースに向けて、引き続き開発に取り組んでまいります。

また、2019年1月以降は、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルの開発も並行して行う予定です。本新株予約権で調達した資金を、2020年12月期以降にリリースする予定の新規ネイティブアプリケーションゲーム1タイトルの開発のために必要な開発人員の件数費、外注制作費、新規IPの取得等に関する費用に充当する予定です。

以上の状況を踏まえ、当社としましては、今回調達する資金を①2019年12月期にリリース予定の2本のネイティブアプリケーションゲームタイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用、②2020年12月期以降にリリース予定の1本のネイティブアプリケーションゲームタイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用にそれぞれ充当する予定です。

なお、当社は、2018年1月11日付で、2019年12月期にリリース予定の新規2タイトルの開発費用等の調達を目的として、第10回新株予約権を発行し、当該新株予約権の行使の完了により、1,254,150,000円を調達いたしました。第10回新株予約権の発行及び行使により調達した金額から、当該開発中の2タイトルの開発費用として当初の充当予定額である2億円を既に全額充当済みであります。第10回新株予約権の発行決議時点において、上記の開発中の新規2タイトルの開発費用については、第10回新株予約権の発行及び行使による調達資金に加え、手元資金からも充当することを予定しておりましたが、当社のゲーム事業の収益への貢献が当社の想定には満たなかったこと及び非ゲーム事業が引き続き投資段階であり、非ゲーム事業への投資に手元資金を充てる必要があったことも影響し、手元資金から新規ゲーム2タイトルの開発費用に充当できる金額が第10回新株予約権の発行決議時点の想定よりも限定的となりました。しかしながら、新規ゲーム2タイトルは、競合タイトル群との明確な差別化を図り、競争力を高めるため、ゲームに革新的な要素を入れるとともに、高品質なキャラクターアートやストーリー・世界観を作ることが重要であり、手元資金から充当できる金額が限定となるなかでも、新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に十分な資金を充て、競争力を確保することが当社の収益確保と持続的成長の観点から重要と判断しております。そのため、第10回新株予約権の調達資金に係る資金使途を変更し、当該調達資金から324,590,000円を追加で上記2タイトルに係る開発費用に充当するとともに（第10回新株予約権の調達資金の資金使途の変更につきましては、本日付けで開示いたしました「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」をご参照下さい。）、今回調達する資金からさらに5億円を2019年12月期にリリース予定の新規2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用に充当することとしております。

当社は、さらなる持続的な成長を遂げるためにも、今回の資金調達が必要であり、今回の資金調達によりネイティブアプリケーションゲームの継続的かつ安定的な提供を実現させることで、当社の収益基盤の拡大及び収益性の向上が図られるものと判断しております。

(注1) App Annie Japan 株式会社 2018年1月17日付「2017年アプリ市場総括レポート」参照。

(注2) ブラウザゲームとは、ウェブブラウザを使用してプレイするゲームのことをいいます。

(注3) ネイティブアプリケーションゲームとは、ネイティブアプリケーション（特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェア）を使用してプレイするゲームのことをいいます。

(注4) IPとは、Intellectual Propertyの略称で、著作権等の知的財産をいいます。著作権に限らず、著作権を利用して開発された二次的著作物に関わる著作権もIPに含まれます。当社が主に利用しようとする知的財産は、映画、アニメ、漫画、芸能人・有名人及びそのキャラクター等です。

(注5) ゲームデザインとは、ゲームの内容、ルール等を考案又は設計することをいいます。

(注6) ゲームシステムとは、ゲームの本質的な仕組み（ルール）を構築することをいいます。

(注7) アートワークとは、ゲームの画面上に表示される画像及びゲーム上での動きや音などを制作することをいいます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、経営資源を当社の強みであるゲーム事業に集約することで、経営効率化による業績の改善と更なる企業価値向上を

図るといふ事業計画のもとでの、資金需要に応じた資金調達の高い実現性と資本政策の柔軟性が確保された資金調達手法かどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

① 本新株予約権の主な特徴

- ・ 一定金額についての短期間における資金調達の実現性が高いと考えられること
下記(2)「資金調達方法の概要」にも記載のとおり、パークレイズ・バンクは、保有する本新株予約権のうち12,000個については原則として120計算対象日(計算対象日の定義は、下記「(2)資金調達方法の概要 ②行使コミット条項」をご参照ください。以下同様です。)以内に行使する義務を負っています。この仕組みにより、一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。
- ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - (i)本新株予約権に係る潜在株式数は1,800,000株(2018年6月30日現在の発行済株式数9,001,600株の20.00%(小数点以下第3位を四捨五入))と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。
 - (ii)本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示(停止指示の定義は、下記「(2)資金調達方法の概要 ③当社による行使停止」をご参照ください。以下同様です。)を行うことができます。
- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
 - (i)上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
 - (ii)行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
 - (iii)下限行使価額が325円に設定されていること
- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

② 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権の下限行使価額は325円に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

③ 他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙の発行要項10項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示を行うことにより、パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)につ

いては、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。

- ・ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、パークレイズ・バンクは保有する本新株予約権のうち 12,000 個については原則として 120 計算対象日以内に行使する義務を負っており、他の行使価額修正型の新株予約権よりも、一定金額について高い実現性をもって機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。
- ・ 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれますが、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンクに対し、行使期間を 2019 年 1 月 8 日から 2020 年 1 月 7 日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンクによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は 1,800,000 株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②及び③に記載のとおり、当社とパークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクが一定条件のもとで本新株予約権のうち 12,000 個についての行使コミット（下記「②行使コミット条項」をご参照ください。）を行うことにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。また、当社の資金需要動向に応じて当社がパークレイズ・バンクに対して停止指示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初 541 円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、2019 年 1 月 8 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 92%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は 325 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 60%の水準）です。
- ・ 本新株予約権の行使期間は、2019 年 1 月 8 日から 2020 年 1 月 7 日までです。

② 行使コミット条項

パークレイズ・バンクは、2019 年 1 月 8 日以降、原則として 120 計算対象日以内（但し、当該期間の終了日より前に 2020 年 1 月 7 日が到来した場合には、パークレイズ・バンクは本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。）に、保有する本新株予約権のうち 12,000 個を行使することを約束しています（以下「行使コミット」といいます。）。

この仕組みにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。但し、計算対象日とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます（以下同じです。）。

- (i) 当該取引日における権利行使価額が下限行使価額となる場合
- (ii) 当該取引日における当社普通株式の株価（気配値を含みます。）が一度でも直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 92%以下となった場合
- (iii) 当該取引日が行使停止期間（下記「③当社による行使停止」をご参照ください。）に該当する場合

- (iv) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いとパークレイズ・バンクが合理的に判断した場合
- (v) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

③ 当社による行使停止

- ・ 当社は、行使期間中のいずれかの日において、パークレイズ・バンクが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・ 当社は、停止指示を行った際、又は一旦行った停止指示を取り消した際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2020年1月7日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

⑤ 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権をパークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びにパークレイズ・バンクが本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
984,240,000	10,000,000	974,240,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額（10,440,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（973,800,000円）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額974,240,000円については、①500,000,000円を2019年1月から2019年12月末までに、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用に、②474,240,000円を2019年1月から2020年12月末までに、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び

新規 IP の取得に関する費用に、それぞれ充当する予定です。なお、調達額が予定金額を超過した場合には、その他の人件費、経費等の運転資金に充当いたします。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① 2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用	500,000,000	2019年1月～2019年12月
② 2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用	474,240,000	2019年1月～2020年12月

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。かかる場合、当社は優先順位を上記①②の順とし支出予定時期を後ろ倒しする予定であり、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には手元資金、借入金等の代替資金による資金調達手段により充当する予定です。

上記具体的な使途については以下をご参照ください。

- ① 2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用

当社の収益を増加させるためには、既存タイトルの強化のみでなく継続的な新規ネイティブアプリケーションゲームタイトルのリリースにより収益基盤を拡大することが引き続き重要と考えており、前述の通り他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトルと、新イベントの導入やコラボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの合計2本につき、ゲームデザイン、ゲームシステム及びアートワークの全てにおいてユーザーから支持されるコンテンツを、2019年12月期中の適切なタイミングでリリースできるよう企画・開発に取り組んでおります。また、かかる新規2タイトルがリリースされた後は、ユーザーからの支持を高め、維持できるように、新イベントの導入、テーマやアートのクオリティ担保、コラボレーション企画の強化等によるゲーム運営に取り組むことが重要となります。

以上のとおり、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、2019年12月期にリリースする予定の新規ネイティブアプリケーションゲーム2タイトルの開発のために必要な開発人員の人件費、外注制作費等の開発費用及びリリース後のゲーム運営費用に充当する方針です。

- ② 2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用

上記①に記載のとおり、当社は、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発に取り組んでまいりますが、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルについても、2019年1月以降、並行して開発に着手する予定です。そのため本新株予約権で調達した資金を、2020年12月期以降にリリースする予定の新規ネイティブアプリケーションゲーム1タイトルの開発のために必要な開発人員の人件費、外注制作費、新規IPの取得等に関する費用にも調達資金を充当する方針です。

- (3) 行使価額修正条項付第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金使途の変更

当社は、2018年1月11日付で、大和証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付第10回新株予約権を発行し、2018年2月15日にそのすべての行使が完了しており、当社は差引手取概算額1,254,150,000円(当初予定差引手取概算額1,629,560,000円)を調達しております。な

お、当社は本日付けで開示いたしました「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の使途及び支出予定時期につきまして、以下のとおり変更を行っております。

具体的な使途	金額（円）	うち充当済み 金額（円）	支出予定時期
①既存のネイティブアプリケーションゲーム「櫻のキセキ」のマーケティング活動費用	200,000,000	141,229,329	2018年1月～ 2019年6月
②2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	524,590,000	200,000,000	2018年2月～ 2019年12月
③2019年12月期にリリース予定の上記②のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	300,000,000	0	2019年1月～ 2020年6月
④金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	229,560,000	充当済み
合計	1,254,150,000	570,789,329	—

(注) 1. 詳細は、本日付「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」及び下記「11. (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 第三者割当てによる第10回新株予約権の発行」に記載のとおりです。

2. これに加えて、本新株予約権（行使価額修正条項付第12回新株予約権）の発行及び行使による調達資金より、②2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等に500,000,000円を充当する予定であり、②2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等への充当額は、上表②で記載の第10回新株予約権の発行及び行使による調達資金からの充当予定額524,590,000円との合計で1,024,590,000円になります。なお、②2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等は、2017年12月26日付「第三者割当てによる行使価額修正条項付第10回新株予約権の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」の「4. (2) 調達する資金の具体的な使途」において記載の②平成30年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用と実質的に同様の資金使途となっております。

3. 本新株予約権の発行及び行使による資金調達について、上記①、③及び④の資金使途に充当することは予定しておりません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「ブルータス」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、パークレイズ・バンクの権利行使行動及び株式保有動向等を仮定して評

価を実施しました。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は580円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金580円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2018年12月13日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である325円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権行使価額の水準等を踏まえて決定されていることに照らして、本新株予約権の払込金額は適正な価額であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと考えております。

当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員も、プルータスは新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、プルータスは当社と資本関係も顧問契約関係にもなく、当社経営陣から独立していると認められること、プルータスはパークレイズ・バンクから独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価値の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルータスによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利ではなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権全部が行使された場合に当社普通株式は最大1,800,000株（議決権18,000個相当）増加し、2018年6月30日現在の発行済株式数9,001,600株に対して最大20.00%の増加、2018年6月30日現在の総議決権数89,982個に対して最大20.00%の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、さらなる持続的な成長を遂げ、今後収益基盤の拡大及び収益性の向上を図ることができると考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,800,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は187,833株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)		
(2) 所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイラー		
(4) 事 業 内 容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用		
(5) 資 本 金	2,342 百万ポンド (2018 年 6 月 30 日現在) (338,630 百万円) (換算レートは 1 ポンド 144.59 円 (2018 年 6 月 29 日の仲値) です。)		
(6) 設 立 年 月 日	1836 年 6 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 2,342 百万株 (2018 年 6 月 30 日現在)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	21,800 名 (2018 年 6 月 30 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	バークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2018 年 6 月 30 日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(注)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万ポンド。特記しているものを除く。)			
決 算 期	2015 年 12 月期	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期
連 結 純 資 産	66,019	70,955	65,734
連 結 総 資 産	1,120,727	1,213,955	1,129,343
1 株当たり連結純資産 (ポンド) (注)	28.18	30.29	28.06
連 結 営 業 収 益	21,046	20,096	18,601
連 結 税 引 後 利 益	1,238	3,729	△1,154
1 株当たり連結税引後利益 (ポンド) (注)	0.53	1.59	△0.49
1 株当たり配当金支払額 (ポンド)	0.37	0.27	0.29
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値を記載			
	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
連 結 純 資 産	9,624,910	10,344,529	9,504,479
連 結 総 資 産	163,390,789	176,982,499	163,291,704
1 株当たり連結純資産 (円)	4,108.72	4,415.91	4,057.31
連 結 営 業 収 益	3,068,296	2,929,796	2,689,519
連 結 税 引 後 利 益	180,488	543,651	△166,857
1 株当たり連結当期純利益 (円)	77.05	232.08	△71.23
1 株当たり配当金支払額 (円)	53.94	39.36	41.93
換算レートは 1 ポンド 144.59 円 (2018 年 6 月 29 日の仲値) です。			

(注) 当事会社間の資本関係に関して、バークレイズ・バンクが短期取引を前提として一時的に保有

している当社株式は考慮しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、パークレイズ・バンクのグループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社（以下「パークレイズ証券」といいます。）からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を短期間で調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったこと等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、パークレイズ・バンクを割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、パークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社とパークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、パークレイズ・バンクが当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、パークレイズ・バンクの代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社とパークレイズ・バンクは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ①当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使（単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合における、当該 10%を超える部分に係る行使をいう。）をパークレイズ・バンクに行わせない。
- ②パークレイズ・バンクは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③パークレイズ・バンクは、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

パークレイズ・バンクからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、パークレイズ・バンクが 2018 年 9 月 4 日に関東財務局長へ提出した外国会社半期報告書（自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 6 月 30 日）の補足書類

(1)に記載されている 2018 年 6 月 30 日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」（152,964 百万ポンド（約 22,117,065 百万円、換算レート 1 ポンド 144.59 円（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による 2018 年 6 月 29 日の仲値）））からも、パークレイズ・バンクがかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借借契約を締結する予定はありません。

(6) 割当予定先の実態

パークレイズ・バンクは、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority) により承認され、金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) 及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています (登録番号は No. 1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、パークレイズ・バンクのアンニュアルレポート等でパークレイズ・バンクの属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、パークレイズ・バンク、パークレイズ・バンクの役員又は主要株主 (主な出資者) が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(7) ロックアップ

本新株予約権の募集に関連して、当社は、パークレイズ・バンクとの間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、パークレイズ・バンクの事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券 (以下に定義します。) の発行、分割、併合、無償割当て、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引 (差金決済若しくは現物決済のいずれも含まれます。) その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表 (当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含みます。) することを行わない旨合意しています。

ただし、以下に掲げる場合は、上記の禁止される行為にはあたりません。

(i) 当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社普通株式の交付並びに新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による発行会社の株式の交付 (ただし、その目的である株式数が合計 150,000 株を上回らない範囲に限ります。)

(ii) 本契約締結日においてロックアップ対象有価証券が存在する場合における、当該ロックアップ対象有価証券の行使又は当該ロックアップ有価証券に付された権利の行使若しくは義務の履行による当社普通株式の交付

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券 (新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。) をいいます。

8. 大株主及び持株比率

募集前 (2018年6月30日現在)		
氏名	持株数 (株)	持株比率 (%)
安徳 孝平	827,560	9.19
公文 善之	827,560	9.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	335,700	3.72
株式会社SBI証券	242,000	2.68
楽天証券株式会社	206,100	2.28

高島 誠司	189,800	2.10
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FROW (常任代理人 野村證券株式会社)	187,300	2.08
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	135,300	1.50
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNTESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	122,900	1.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	65,977	0.73

- (注) 1. 2018年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. バークレイズ・バンクは本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式の内訳は、信託口5が111,700株、信託口2が77,800株、信託口1が59,400株、信託口6が45,500株、信託口が41,300株であります。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2018年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。2019年12月期以降の当社の業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第、適切に開示してまいります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2018年6月30日現在の発行済株式数9,001,600株に対して最大20.00%の増加、2018年6月30日現在の総議決権数89,982個に対して最大20.00%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
売上高	5,482,714	4,970,856	4,382,139
営業利益又は営業損失(△)	△964,685	△361,391	△914,795
経常利益又は経常損失(△)	△1,004,398	△401,961	△911,133
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,447,762	△340,664	△982,851
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△207.53	△45.13	△125.99
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	224.35	215.96	89.97

(注) 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年11月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9,001,600 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	839,160 株	9.3%
下限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数並びに第9回及び第11回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始 値	1,502 円	572 円	562 円
高 値	2,116 円	848 円	3,760 円
安 値	512 円	383 円	491 円
終 値	576 円	541 円	1,298 円

② 最近6か月間の状況

	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	838 円	796 円	745 円	721 円	545 円	588 円
高 値	898 円	842 円	840 円	746 円	608 円	590 円
安 値	753 円	665 円	702 円	500 円	509 円	508 円
終 値	808 円	742 円	720 円	542 円	578 円	541 円

(注) 2018年12月の株価については、2018年12月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2018年12月13日
始 値	545 円
高 値	553 円
安 値	537 円
終 値	541 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる第10回新株予約権の発行

割 当 日	2018年1月11日
発行新株予約権数	12,000 個
発行価額	新株予約権1個当たり1,130 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,629,560,000 円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	7,801,600 株
当該募集による潜在株式数	1,200,000 株

現時点における 行使状況	行使済新株予約権数：12,000個 (残新株予約権数 0個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,254,150,000円
発行時における 当初の資金使途	①既存のネイティブアプリケーションゲーム「櫻のキセキ」のマーケティング活動費用(400,000,000円) ②2018年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用(200,000,000円) ③2018年12月期以降にリリース予定の上記②のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用(800,000,000円) ④金融機関からの短期借入金の返済資金(229,560,000円) なお、上記第10回新株予約権の発行時における当初の資金使途については、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(3) 行使価額修正条項付第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金使途の変更」記載のとおり、資金使途を変更しております(詳細につきましては、本日付で開示いたしました「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」をご参照下さい。)
発行時における 支出予定時期	2018年1月～2019年12月
現時点における 充当状況	①既存のネイティブアプリケーションゲーム「櫻のキセキ」のマーケティング活動費用(141,229,329円) ②2018年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用(200,000,000円) ③2018年12月期以降にリリース予定の上記②のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用(0円) ④金融機関からの短期借入金の返済資金(229,560,000円) 合計570,789,329円を上記資金使途に充当しております。

以上

(別紙)

株式会社 enish 第 12 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 enish 第 12 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 10,440,000 円
3. 申込期間 2019 年 1 月 4 日
4. 割当日及び払込期日 2019 年 1 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,800,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 18,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 580 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 5.80 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初 541 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 2019 年 1 月 8 日以降、行使価額は、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 92%に相当する金額(以下「修正後行使価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正される。但し、かかる計算によると修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後行使価額とする。下限行使価額は 325 円とし、第 11 項の規

定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、第16項第(1)号に定める行使請求の通知を受けた後、直ちに、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に譲渡制限付株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当

該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
 ②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
 ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間 2019年1月8日から2020年1月7日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得条項 (1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本

新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2)当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、2020年1月7日に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1)本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
(4)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の権利行使行動及び株式保有動向等を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金580円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018年12月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
20. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 恵比寿支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
24. その他
(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(3)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(4)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上